

AII-審

令和元年9月26日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 山本有理

平成30年(ワ)第413号 慰謝料請求事件

口頭弁論終結日 令和元年7月18日

判決

5 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

被 告 埼 玉 県

同 代 表 者 知 事 大 野 元 裕

10 同訴訟代理人弁護士 柴 崎 栄 一

同訴訟復代理人弁護士 井 上 清 彦

同 指 定 代 理 人 山 本 恭 茂

同 稲 端 一 紀

同 沼 端 政 弘

15 同 永 山 井 淳 翼

同 石 井 彩 一

同 相 馬 田 隆 乃

同 石 田 英 治

同 窪 田 明

主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、10万円を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告に対し、原告の叔母の太田まり子（以下「太田」という。）がトラックに轢き逃げされて死亡したとされる事件（以下「太田死亡事件」という。）について、死亡した太田が原告に対する脅迫の手段として殺害されたにもかかわらず、埼玉県警察本部（以下「埼玉県警」という。）に所属する浦和西警察署の警察官らは太田死亡事件を交通事故死に偽装工作して組織的に隠ぺいを図ったものであるとした上で、原告が埼玉県警本部長又は浦和西警察署警察官らに対して太田死亡事件の捜査を要求したり、浦和西警察署警察官らに対して電話を同警察署監察課に取り次ぐように求めたりするなどしたにもかかわらず、彼らが原告の要求を拒否したり、無視したりしたことは違法であり、原告がこれらによって精神的苦痛を被った旨を主張して、国家賠償法1条1項等に基づき、相当な慰謝料額の一部として10万円の支払を求めた事案である。

2 当事者の主張

15 (1) 原告の主張

ア 前提事情

(ア) 太田は、平成21年2月20日午前8時頃、さいたま市中央区桜丘二丁目2番14号先の国道17号の交差点付近を自転車に乗って走行していた際、伊勢崎友信（以下「伊勢崎」という。）が運転するトラックにより轢き逃げされて死亡した（太田死亡事件）。

(イ) 太田死亡事件は、原告に対し、原告が警視庁宛てに提出した被害届を忘れなければ次は原告を太田と同じように殺すなどと脅して、原告に対する不特定多数人による包囲網を加害者とする上記の被害届を取り下げさせることを目的とした、交通事故を装った脅迫殺人事件である。

(ウ) しかるに、太田死亡事件を管轄する埼玉県警浦和西警察署の警察官らは、監察医と共に、太田が交通事故によって死亡したかのように

太田死亡事件を偽装したものである。

イ 不法行為 1

(ア) 原告は、平成28年6月6日、埼玉県警宛てに送付した書面をもって、
埼玉県警本部長に対し、太田死亡事件が浦和西警察署の警察官らによ
5
って偽装工作されたものであり、原告に対する脅迫殺人であることが
組織的に隠ぺいされたものであることについて捜査するように要求し
たにもかかわらず、同本部長は、現在に至るまで原告の上記要求に応
じることなく、原告に対して連絡を取ろうとしないまま放置した。

(イ) 埼玉県警本部長の上記措置は、正規の取扱い（犯罪捜査規範65条）
10
から外れており、差別による信義則違反でもあり、警察法2条や刑事
訴訟法239条2項に違反するから違法である。

ウ 不法行為 2

(ア) 原告が、平成29年5月1日午前10時56分頃、浦和西警察署に電
話したところ、電話応対した刑事課のニイムラは、原告が上記1の事
件説明をしたにもかかわらず、同署監察課に取り次ぐように求めた原
告の電話を、太田死亡事件の事件説明とともに同署監察課に引き継ぐ
ことなく、同署交通課に事務的に転送した。

(イ) ニイムラの上記行為は、被害者である原告にとって極めて無礼な対応
であり、差別的取扱いでもあり、違法である。

エ 不法行為 3

(ア) 浦和西警察署の交通課警察官のナガセは、平成29年5月1日午後0
時39分頃、同署から原告の自宅にかけた電話において、原告に対し
て上記1の事件説明のやり直しをさせた上で、「とにかく全て処理済
みである。」などと根拠も示さないまま、原告の上記1の事件に関する
25
捜査要求を拒否してこれを無視した。

(イ) ナガセの上記行為は、警察官の裁量を超えた差別による信義則違反で

あり，警察法2条，刑事訴訟法239条2項に違反する事件性の隠ペ
いであるから違法である。

オ 不法行為4

(ア) 原告が，平成29年10月2日午前11時35分頃，自宅から埼玉県
5 警本部に電話したところ，電話応対に出た相談センターのカクタは，
原告が延べ3回監察室への電話の取次ぎを要請したにもかかわらず，
「つなぐことはできない。」との応答を繰り返し，また，原告が「叔
母（太田）の死因の偽装方法は死体検案書の死因の所見の虚偽であ
う。」と指摘したのに対し，カクタは，現物を確認していないのにな
ぜそんなことが言えるのかなどと言い張り，さらに，原告が同日の原
10 告の抗議についての結果報告を求めたところ，カクタはこれを不当に
無視したものである。

(イ) カクタの上記の各行為は，電話応対者としての裁量を超えた信義則違
反，差別的取扱いによる適正な手続を受ける権利の侵害であり，警察
15 法2条，刑事訴訟法239条2項に違反する事件性の隠ペいであるか
ら違法である。

カ 損害の発生

原告は，被告の警察職員による上記イないしオの不法行為により，著し
い恐怖感と屈辱感という精神的苦痛を被った。これに対する相当な慰謝料
20 額は，上記イないしオのそれぞれにつき各3000万円（合計1億200
0万円）が相当である。

(2) 被告の認否及び反論

ア 上記(1)アについて

(ア) 上記(1)ア(ア)ないし(ウ)は否認ないし争う。

(イ) 太田は，平成21年2月20日午前6時20分頃に発生した交通事故
25 により死亡したものであって，殺人事件として論を展開する原告の主

張は前提を欠き、失当といわざるを得ない。

イ 上記(1)イについて

(ア) 上記(1)イ(ア)及び(イ)は否認ないし争う。

(イ) 原告が埼玉県警宛てに送付したと主張する書面が埼玉県警に配達された事実は確認できない。したがって、原告の主張は前提を欠く。

ウ 上記(1)ウについて

(ア) 上記(1)ウ(ア)及び(イ)は否認ないし争う。

(イ) 原告からの問合せに対応したニイムラの電話応対には、原告が主張するような問題はない。

エ 上記(1)エについて

(ア) 上記(1)エ(ア)及び(イ)は否認ないし争う。

(イ) 原告からの問合せに対応したナガセの電話応対には、原告が主張するような問題はない。

オ 上記(1)オについて

(ア) 上記(1)オ(ア)及び(イ)は否認ないし争う。

(イ) 原告からの問合せに対応したカクタの電話応対には、原告が主張するような問題はない。

カ 上記(1)カについて

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 各不法行為の成否

(1) 不法行為1について

ア 原告は、前記第2の2(1)イ(ア)のとおり、埼玉県警本部長宛ての「検査要求」と題する平成28年6月6日付けの書面（以下「検査要求書面」と
いう。）を埼玉県警本部に送付して、埼玉県警本部長に対し、太田死亡事件が原告に対する脅迫殺人であるにもかかわらず、浦和西警察署の警

5 察官らによって交通事故事件として偽装工作され、組織的に隠ぺいされたものであることについて捜査するように要求したところ、同本部長はこれに応じようとしないし、原告に対して連絡を取ろうともしないで放置したから、埼玉県警本部長による上記措置は違法である旨を主張して、捜査要求書面と同旨の内容が記載された書面（甲2）を書証として提出した。

10 イ しかしながら、埼玉県警本部長の措置（不作為）が違法であるか否かを検討する前提として、埼玉県警本部長が埼玉県警本部宛てに送付されたとされる捜査要求書面を受け取ったことが必要であるところ、埼玉県警本部長が捜査要求書面を受領したことを認めるに足りる証拠はない。

ウ そうすると、原告の不法行為1に係る主張は、埼玉県警本部長による措置の違法性の検討の前提を欠くものといわざるを得ないから、理由がないことは明らかである。

(2) 不法行為2について

15

ア 認定事実

証拠（甲3、原告本人尋問の結果）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

20

（ア）原告は、平成29年5月1日午前10時56分頃、浦和西警察署に架電し、電話交換手に対し、叔母の太田が変死した殺人事件で電話した旨を告げたところ、電話は同署刑事課に回され、同課警察官のニイムラが電話応対に当たった。

25

（イ）そこで、原告は、ニイムラに対し、太田死亡事件は、殺人事件であるにもかかわらず交通事故事件に偽装されたものであり、原告が警視庁に対して提出した被害届を隠ぺいするために実行された、原告に対する脅迫殺人事件である旨を訴えた。

（ウ）ニイムラは、原告の言い分に耳を傾けたものの、原告の訴える趣旨を

理解することができず、また、原告の主張に係る事件の概要等を確認することができなかつたため、原告に対し、太田死亡事件が交通事故事件とされているのであれば交通課に確認して折り返し交通課の担当者の方から電話するよう取り計らう旨を述べ、原告の電話番号を聴き取り、一旦電話を切る旨を告げたところ、原告は、ニイムラに対し、「はい、宜しくお願ひします。」とこれに応じた。

イ 検討

(ア) 上記アの認定事実によれば、ニイムラは、原告から、太田の死亡が交通事故死ではなく、原告に対する脅迫目的の殺人によるものである旨の主張を聴き取り、事実確認のために交通事故事件を取り扱う浦和西警察署交通課に事情を話して調査させた上で、交通課担当者から折り返し電話をさせる旨を話して原告からの電話を切ったものであることが認められ、以上の事実によれば、ニイムラの原告に対する電話応対は、特段不合理でも不相当でもなく、常識的な電話応対というべきであって、このことは、ニイムラが交通課に問い合わせるために原告からの電話を一旦切ることを申し入れた際、原告がこれを了承しており、ニイムラに対して抗議したり、拒否したりしていないことからも明らかである。

(イ) 原告は、ニイムラが同署監察課に取り次ぐように求めた原告の電話を同署交通課に事務的に転送したことをもって違法である旨を主張するが、上記アの認定のとおり、そもそも原告はニイムラに対して監察課への電話取次ぎを求めていないこと、交通事故が絡む事件であるならばニイムラが原告の話を交通課に伝えるのはむしろ当然であること、原告とニイムラとの会話内容もごく常識的なものであることを併せると、ニイムラの電話応対が違法であるとはいえない。

ウ よって、原告の不法行為2に係る主張は理由がない。

(3) 不法行為3について

ア 認定事実

証拠（甲4、原告本人尋問の結果）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 浦和西警察署警察官のナガセは、ニイムラからの引継ぎに基づき、平成29年5月1日午後0時39分頃、原告に架電し、原告からの問合せを確認しようとしたところ、原告は、ナガセに対し、太田死亡事件について上記(2)ア(イ)と同旨の説明をした上で、交通事故の加害者とされる伊勢崎は無実で、犯人に仕立て上げられた「雇われ犯人」である可能性があり、真犯人は2人いて、一人が太田の注意を惹き付け、もう一人が鉄パイプ様のもので太田の頭を殴って殺害したという原告の推測に基づく事実経過を訴え、ナガセはこれを詳細に聴き取ろうとした。

(イ) ナガセは、原告の上記の訴えを聴き取った上で、太田死亡事件が交通事故として捜査が終結しており、刑罰の執行も終了しているので捜査をやり直すことはないと見通しを示す一方で、死体検査書が偽造であるなどと強調する原告に対し、電話だけでは原告が真実太田の甥であるかどうかを確認できない現段階では、これ以上、原告に対して説明する情報はない旨を述べて、原告との電話を終了させた。

イ 検討

上記アの認定事実によれば、ナガセは、原告から、太田死亡事件についての言い分、すなわち、真犯人の一人が太田の注意を惹き付けて別の一人がパイプ様のもので太田を撲殺したのであって、伊勢崎を犯人に仕立てた交通事故死に偽装したなどとする、原告の推測に基づく犯罪に係る言い分を丁寧に聴取した上で、太田死亡事件は捜査が終結し、交通事故に係る裁判も確定して刑の執行が終了したことなどを説明する一方で、太田の甥であると名乗る原告に対し、原告が真実太田の親族であるかど

うかの身分確認等ができないからこれ以上の説明には応じられないとしたことが認められ、以上の事実によれば、ナガセの原告に対する電話応対は、不合理でも不相当でもなく、かえって、太田及びその遺族のプライバシー保護や、捜査上の秘匿情報等の重要な情報の外部流失の防止の観点からも合理的かつ相当であって、違法とはいえないものというべきである。

ウ よって、原告の不法行為3に係る主張は理由がない。

10 (4) 不法行為4について

ア 認定事実

証拠（甲5、原告本人尋問の結果）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

（ア）原告は、平成29年10月2日午前11時35分頃、埼玉県警の相談センターに架電したところ、同センターに所属する警察官のカクタが、原告の電話応対に当たった。

（イ）原告は、カクタに対し、会話を録音している旨を告げた上で、太田の死亡が交通事故死ではなく撲殺による殺人である旨、埼玉県警の責任ある立場にある者か又は監察室に電話を取り次いでもらいたい旨を述べたところ、カクタは、職責上カクタ自身が聴き取らなければならない立場にあるので、原告の話を更に伺いたい旨を説明した。

（ウ）原告は、カクタに対し、上記（ア）（イ）と同旨の説明をした上で、太田の遺体の不自然さから太田の死は変死であるのに、太田の死因所見欄が解剖医により虚偽記載されている、再捜査してもらいたい旨を繰り返し述べた。これに対し、カクタは、原告の説明内容が理解できなかつたためにその旨を告げた上で、原告がそのように述べる具体的な疑い又は根拠について説明を求めたところ、原告は、上記の一連の発言が原告の推測に基づくものであり、状況的に殺人である可能性が極めて高いなどと返

答した。

(エ) 原告は、原告の上記説明内容が依然理解できずに困惑し、返答に窮するカクタに対し、県警本部長に取り次ぐように要求したが、窓口責任者として対応する職責を担うカクタがこれに応じなかつたことから、折り返しの電話番号を申し上げると述べて自身の携帯電話の電話番号をカクタに告げて、自ら電話を切つた。

イ 検討

上記アの認定事実によれば、埼玉県警の相談センターに所属するカクタは、一般市民からの問合せ等を聴取する立場にあるものと推認されるところ、カクタは、太田死亡事件が原告に対する脅迫殺人事件であるとか、死体検案書が偽造されているなどという、原告の推測に基づく主張を真摯に聴取して理解しようとしていたこと、カクタは原告の発言の趣旨が理解できない部分についてはその旨を申し述べて更に説明を求めていること、原告から埼玉県警監察室に取り次ぐように求められても、職責上自らが聴取する責任があることを説明し、原告の納得を得ようと努めていたこと、以上の事実が認められるのであり、これらの事実によれば、カクタは、電話相談等を聴取する第1次的な立場にある責任者として、忠実に職責を果たそうとしていたことが認められるのであって、カクタの原告に対する電話応対は、特段不合理であるとも不相当であるともい難く、違法とはいえないものというべきである。

ウ よって、原告の不法行為4に係る主張は理由がない。

2 まとめ

以上のとおり、本件不法行為1に係る主張は前提において理由がなく、また、本件不法行為2ないし4に係る主張は、埼玉県警に所属する警察官らの原告に対する言動等が違法であるとは認められないから理由がない。

したがつて、原告の不法行為1ないし4に係る主張はいずれも理由がないか

ら採用することができない。

第4 結論

よって、原告の請求は、損害の発生に係る争点を検討するまでもなく理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

5 前橋地方裁判所民事第1部

裁判官

渡邊和義

これは正本である。

令和元年9月26日

前橋地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 山本有理